

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年7月14日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

44.1トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.3トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	0.1トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	5.1トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	13.6トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	2.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	0.7トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	8.6トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	10.2トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	0.5トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

10.8トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	10.8トン

くろまぐろに関する令和3管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変更後	変更前
<p>くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p><u>令和3年7月14日</u></p> <p>神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>44.1トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p>都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.3トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p>	<p>くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p><u>令和3年6月7日</u></p> <p>神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>44.1トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p>都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.3トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p>

知事管理区分	配分する数量	知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(4月から6月まで)	0.1トン	神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(4月から6月まで)	1.6トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(7月から9月まで)	5.1トン	神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(7月から9月まで)	3.6トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(10月から12月まで)	13.6トン	神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(10月から12月まで)	13.6トン

神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (1月から3 月まで)	2.0 トン	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (1月から3 月まで)	2.0 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6 月まで)	<u>0.7</u> トン	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6 月まで)	<u>1.1</u> トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9 月まで)	<u>8.6</u> トン	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9 月まで)	<u>8.2</u> トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から 12月まで)	10.2 トン	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から 12月まで)	10.2 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3 月まで)	0.5 トン	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3 月まで)	0.5 トン
(以下略)		下線部が変更箇所	